

## 静岡県告示第160号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和6年3月8日

静岡県知事 川勝平太

### 1 起業者の名称

富士宮市

### 2 事業の種類

（仮称）富士宮市富士根交流センター整備事業

### 3 起業地

#### (1) 収用の部分

静岡県富士宮市大岩字出水地内

#### (2) 使用の部分

なし

### 4 事業の認定をした理由

令和6年1月29日付けで富士宮市から申請のあった（仮称）富士宮市富士根交流センター整備事業（以下、「申請事業」という。）は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

#### (1) 法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は、富士宮市が地域交流センターを設置するものであり、土地収用法第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

したがって、申請事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

#### (2) 法第20条第2号の要件への適合性について

申請事業は、「第5次富士宮市総合計画後期基本計画」に基づく事業である。また、起業者である富士宮市は必要な財源を、令和5年度富士宮市一般会計予算により確保していることに加え、申請事業の設置及び管理にあたっては、市内で既に開設されている他の交流センター同様、条例が制定される予定であることから、申請事業を遂行する十分な意思と能力を有していると認められる。

したがって、申請事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

#### (3) 法第20条第3号の要件への適合性について

##### ア 得られる公共の利益

富士根交流センターは、「交流拠点施設」「放課後児童クラブ」「公園」「地域防災拠点」の機能及び駐車場を複合的に備えた、社会教育活動と市民交流活動を推進するための施設である。

##### (イ) 交流拠点施設

富士根南地区には、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項及び富士宮市立公民館条例に基づき設置された「富士根南公民館」があり、市民活動の場として市民に広く利用されている。

しかし、市民団体からの利用希望に対して部屋数が不足しているため、利用希望日時が重複し、活動の制限を余儀なくされている団体が多数存在する状態である。このことについては、平成26年3月に地域住民から提出された「富士根南地区コミュニティーセンター建設計画についての要望書」においても施設の拡充が求められているところである。

こうした状況を改善するため、富士宮市は、富士根南公民館の後継となる地域交流拠点施設では、現在の集会室と同規模の集会室を一部屋から二部屋に増設し、現在の中研修室（52.30㎡）と小研修室（21.05㎡）の代わりとして、会議室①（40.32㎡）、会議室②（44.34㎡）及び会議室③（58.08㎡）の三部屋を設けることで、予約利用が可能な部屋を増加させることとしている。また、予約無く利用できるフリースペース、授乳室及び図書館を設置するほか、富士根南公民館にはなかったエレベーター及び多目的トイレを整備することとしている。

このことにより、より多くの市民の利用が可能となり、市民活動の場の確保と、市民交流を促進する効果が見込まれる。

#### (f) 放課後児童クラブ

富士宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月14日富士宮市条例第18号）に基づき富士根南地区で活動する「21世紀児童クラブ」は、現在、市民が所有する建物を借り上げて運営している。当該建物は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年厚生労働省令第63号）第9条第2項に定める「遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下、「専用区画」という。）」として、児童一人につき確保すべきとされた1.65平方メートルを確保することができていないため、職員の目が行き渡らないことを原因とする事故が発生する危険がある。

また、建物内に男女兼用の1基しかないトイレを補うため、屋外に仮設トイレを設置しているが、児童が利用する際に職員の付き添いが必要であるほか、児童が無断で抜け出す懸念が生じている。

これらの問題を解消するため、富士宮市は、21世紀児童クラブの移転先として整備される施設では、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則第10条第4項にて、支援の単位（放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるもの）を構成する児童数はおおむね40人以下とされていること、令和5年度の利用者登録者数が76人、令和6年度の利用登録者見込み数が87人であることから、専用区画の基準を満たすプレイルームを、単位別に一階と二階に一部屋ずつ計二部屋整備し、併せて、各階に男女それぞれトイレを1基ずつ設置することとしている。

このことにより、児童が安全に利用でき、保護者が安心して子どもを預けることのできる環境が整備される。

#### (g) 公園

平成27年度に策定した第5次富士宮市総合計画後期基本計画の基本目標5「富士山の魅力を発揮した快適なまちづくり」政策6「潤いと安らぎに満ちた花と緑と水のまち」施策1「公園・緑地の整備」(1)「公園・緑地の整備」において、富士宮市は「富士山の眺望や豊かな自然環境などの地域

特性を生かすとともに、子どもから高齢者まで幅広い世代が気軽に訪れ、憩い楽しめる魅力ある公園づくりを進めます。」としているが、令和2年3月に策定した「富士宮市都市計画マスタープラン」の「Ⅲ地域別方針 富士根南地域」には、地域の課題として、子ども達が外で遊べるような環境や地域住民が集まれる場所がないことを挙げている。

また、同プランの「Ⅱ分野別方針 都市基盤計画」に掲載されている「公園・緑地整備方針図」によると、特に富士根南地区に含まれる大岩地区及び小泉地区が「空白地区への街区公園等の設置」の範囲に含まれていることが分かる。

このような状況を改善するため、富士宮市は、申請事業で、富士根南地区内の空白地区に公園を整備することとしている。

このことにより、地域の課題とされていた「子どもの遊び場の不足」及び「地域住民が集まれる場所の不足」という二つの課題の解消に寄与する。

#### (イ) 防災倉庫

災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第42条の規定により、富士宮市が策定し、令和3年に修正された富士宮市地域防災計画の第2章第8節「4 避難所の指定、整備」(1)オには、「市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒薬、段ボールベッド、パーテーション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。」と定められている。

しかし、富士根南地区で避難所として指定されている学校施設二箇所には、避難最初期に必要なとされる食料、水、毛布等は避難所に備蓄されているものの、避難所での生活で必要とされる、段ボールベッド、パーテーション、仮設トイレ等の大型備品が地区内に備蓄できていない。

この問題を解決するため、富士宮市は、緊急時輸送路を通じて避難所へ物資搬出が容易であり、災害時地区本部に指定される交流拠点施設と同一の敷地内に、大型防災倉庫を整備することとしている。

このことにより、地区内における居住環境の整った避難所の早急な開設が可能となる。

#### (ロ) 駐車場

現在の富士根南公民館は、通常の市民活動に加え、定期的な大規模催事が開催されるが、利用者に対し駐車場が不足しているという問題を抱えている。

現在の公民館敷地内の駐車スペースは18台分しかなく、敷地外に駐車場を二箇所確保しているが、民間から貸借している土地と、富士宮市が購入した土地を合せても、54台分しか確保できていない状態である。さらに、大型催事の際は、これらの駐車場でも不足するため、民間企業の駐車場を借用している。また、公民館から約100m離れた二箇所の駐車場から施設までの移動は、利用者へ移動中の危険が生じるとともに、利便性に劣る。

加えて、21世紀児童クラブの敷地内に駐車可能な台数は3台前後であり、入口が一箇所しかないため、児童を迎えに来る保護者の車が滞留し、車同士又は通行人等との接触の危険性が高い状態である。

これらの問題を解決するため、富士宮市は、申請事業で、新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年度の富士根南公民館利用者数、令和5年度の放課後児童クラブ利用者数、公園利用者見込み数等から、通常時は平均82台、そして月に1回前後開催される大型催事においては平均130台の駐車場が必要と算出されたことを踏まえ、駐車場として131台分を確保する。

このことにより、利用者の駐車場における危険の解消と利便性の向上に寄与する。

上記のとおり、個別の事業に公共の利益が存することに加え、これらの事業を交流センター整備事業として一体整備することにより、相乗的な効果が見込まれる。

まず、21世紀児童クラブでは、外遊びの場が不足し、最も近い小学校の校庭までは直線距離で約900m離れている。これについては、公園と一体整備することにより、同一敷地内で遊び場の確保が可能となる。また、富士宮市では「まったく本を読まない」児童の割合が増加傾向にあり、学校及び家庭での読書環境の整備が必要とされている。これについては、家庭の役割を補完する放課後児童クラブでも読書環境を整備することが望ましく、交流拠点施設内に設置される図書コーナーを放課後児童クラブの活動内で利用することにより、この問題の解決を図る。

さらに、公園を単独で整備した場合に生じる、犯罪の増加や熱中症患者の対応といった懸念については、交流センター内に整備することにより、交流拠点施設に在中する職員による対応が可能となる。

そして、地域交流拠点施設と放課後児童クラブを一体整備することにより、それぞれを別の場所で整備する場合よりも必要とされる駐車場面積を抑えることができると見込まれる。

なお、本件事業は、静岡県環境影響評価条例（平成11年静岡県条例第36号）等により、環境影響評価が義務付けられた事業には該当しない。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

#### イ 本件事業の施行により失われる利益について

起業地には、現在まで埋蔵文化財及び希少な動植物の存在は確認されていないが、起業者は、申請事業の施行に伴い埋蔵文化財又は希少な動植物等の存在が確認された場合には、関係機関へ報告し、適切な処置を講じるものとしている。

したがって、申請事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

起業者は、富士根南地区が抱える複数の課題を包括的に解決するため、複合的機能を持つ申請事業の一体整備が可能となる敷地を確保できること、接道条件に優れていること、公園空白地とされた小泉地区又は大岩地区近辺であること、富士根南地区全体からの利便性が高い、地区の中心部に近い場所であることを条件に、三箇所を候補地に選定し、比較検討を行った。

その結果、大岩地区に所在していること、道路幅員が9mある一級市道出水新梨線が接道していること、付近にバス停があり、自動車以外の交通手段利用者にもアクセスが良いこと、富士根南地区の人口の半分以上が居住する国道139号以北に位置し、富士根南地区の避難所となる富士根南中学校及び富士根南小学校まで、緊急時輸送路を使った大型資機材の運搬が容易であること、事業敷地内に果樹や電柱はあるが住居はなく、用地を取得する上で現在の土地所有者に負担が少ないことを理由に、申

請事業の起業地を適地としており、その選定は適切であると認められる。

したがって、申請事業の事業計画については、合理的であると認められる。

#### エ 比較衡量

起業者は、申請事業施行による住環境悪化等の諸リスクについて検討している。このうち、騒音・光害・渋滞の発生については、申請事業施行による悪化のリスクは低く、不審者の発生等の治安悪化については、地域の見守りボランティアや、警察への協力を求め、定期的な巡回により治安の悪化を抑制することとしている。日照権の侵害については、起業地北側の住宅敷地内の一部において、日照時間が短くなる冬期に、日陰となる時間が1、2時間ほど発生することが見込まれるが、家屋には影がかからず、土地所有者からは了承を得ている。また、事前説明会をはじめ、起業者が地域住民との間で行った交渉においても、諸リスクに対しての懸念は出ていない。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、申請事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

##### ア 事業を早期に施行する必要性

富士根南公民館における活動場所の不足は、富士宮市が条例で認めている本来の時間数どおりの活動ができない現状の要因となっており、平成26年3月に地域住民から「富士根南地区コミュニティーセンター建設計画についての要望書」が提出されていることから、早期に解消すべき問題である。また、現在の放課後児童クラブにおける施設狭小の問題も、利用者による事故発生の危険性は現在に至るまで継続しており早急な解決が必要である。加えて、大型防災倉庫の設置も、大規模災害の発生を予期することはできない以上、可及的速やかに対応すべき問題である。

したがって、申請事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### イ 起業地の範囲の合理性

申請事業に係る起業地の範囲は、申請事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て申請事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

以上のような状況を鑑みれば、申請事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

富士宮市市民部市民交流課